

新旧対照表

浦安市公私連携型保育所大規模修繕等補助金交付要綱（令和4年告示第27号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 公私連携型保育所施設整備事業 <u>就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）別紙就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の5に規定する施設整備に係る事業のうち大規模修繕等に係るものをいう。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 公私連携型保育所施設整備事業 <u>保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知）別紙保育所等整備交付金交付要綱の5に規定する施設整備に係る事業のうち大規模修繕等に係るものをいう。</u></p>